

## 第20号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成21年2月23日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第4条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第6条第1項中「2分の1に相当する勤務時間」を「2分の1に相当する勤務時間として教育委員会規則で定める勤務時間」に改め、同条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第7条第1項中「6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間」を「6時間を超える場合は1時間」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、前項に定める勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第8条を次のように改める。

## 第8条 削除

### 付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

幼稚園教育職員の勤務時間を改定し、休憩時間等の規定を整備するとともに、休息時間を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。